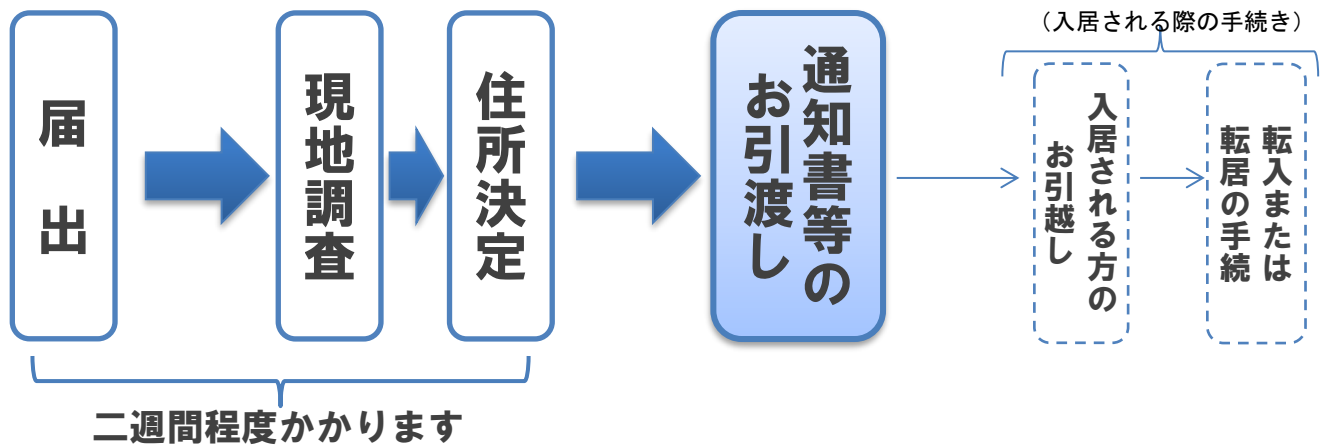


新築届 届出後の流れ



現地調査等を行ったのちに住所を決定いたします（概ね二週間程度かかります）。その後、届出書へ記入いただいた電話番号へ連絡を差し上げますので、窓口へお越しいただくようお願いいたします。その際に以下の一式をお渡しして手続きが完了となります。

- ✧ 住居表示決定の通知書
- ✧ 字名プレート（「増田一丁目」など）
- ✧ 住居表示ナンバープレート（「5-33」など）

これらをお渡しするまで、**新たに設定した住所への転入・転居の届出ができません**のでご注意ください。なお、郵送をご希望の方は返信用封筒をご用意いただくようお願いいたします。

住居表示決定の通知書（例）

通 知 書	
名取市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ありましたあなたの住所等については、次のとおり街区符号及び住所番号をつけましたので、同条例第3条第4項の規定により通知します。	
記	
氏名・名称	コーポ名取
新住所	増田一丁目9番99号
建物等の所在地（土地の地番）	増田一丁目999番地99
住居表示の実施期日	平成25年2月6日

平成 年 月 日

名 取 市 長

字名プレート（例）



住居表示ナンバープレート（例）



【担当窓口】名取市 生活経済部 市民課 住民記録係
【住 所】〒981-1292 名取市増田字柳田 80
【電話番号】(022)384-2111 内線 112 または 116